

市民文教委員会会議録

平成28年5月18日(水)

(開 会) 10:00

(閉 会) 11:51

【 案 件 】

1. 請願第4号 一条工務店の白旗山メガソーラー開発に関する請願
2. 学力向上施策について
3. まちづくりの推進について

【 報告事項 】

1. 飯塚市教育施策の大綱について (総合政策課)
2. 飯塚文化会館駐車場料金設定変更の試験的運用について (文化課)
3. 平成27年度工事請負変更契約について (学校施設整備推進室)
4. 平成28年度中学生海外研修事業について (生涯学習課)
5. 飯塚市ふるさと応援寄附事業(ふるさと納税)について (まちづくり推進課)
6. 飯塚市スズメバチ駆除費補助金交付要綱の制定について (環境整備課)
7. 損害賠償請求事件について (環境対策課)
8. 公用車による交通事故発生の報告について (環境対策課)

○委員長

ただいまから市民文教委員会を開会いたします。

「請願第4号 一条工務店の白旗山メガソーラー開発に関する請願」を議題といたします。

「福岡県の林地開発行為の許可について」、執行部の説明を求めます。

○農林振興課長

ご説明させていただきます。前回の市民文教委員会開催の3月8日時点におきましては、第2回目の開催日が未定となっております福岡県森林審議会が、平成28年3月24日に開催され、開発に際しては、住民の不安に対する十分な対応を求める議長の申し添えとともに許可すべきものと決議をされました。

これを受けまして、一条工務店の林地開発につきましては、平成28年3月31日に福岡県が許可を行っております。福岡県から飯塚市に対しましては、平成28年4月8日に許可した旨の通知がありましたが、その許可に際しての条件といたしましては、主に6項目が示されております。

まず1点目が、開発行為は申請書及び添付図面の内容に従って行うこと。2点目が、防災施設は、本工事に先行して施工すること。3点目が、県の職員が開発行為の施工状況等に関する調査を行う場合には、これを拒否しないこと。4点目が、開発行為の計画を変更するときは、変更許可申請を行うこと。5点目が、開発行為の施工中に災害が発生した場合には、適切な措置を講ずるとともに、遅延なく知事に届け出ること。最後に、6点目が、開発行為の途中において、災害が発生し、あるいは発生するおそれがある場合は、許可条件の変更及び追加することがある。とされております。

以上、簡単ですが、説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明を含め、本件全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○勝田委員

何点か質問をしたいと思います。

まず、3月18日に「大規模太陽光発電設備の立地に関する決議」及び「大規模太陽光発電設備の開発に関する意見書」を提出し、また、昨年12月18日付で「森林法第10条の2に関する意見書」の中で「住民の十二分な安全・安心のため、許可基準を上回った最大限の対策措置や森林法第10条の2に規定するおそれに対する最大限の対策措置を講じるよう福岡県による指導と責任の全うをお願いします。」としていたわけですが、こういった働きかけによって、本開発計画において、当初と比べ改善された点、もしくは配慮等があったのでしょうか。

○農林振興課長

市の意見書の提出や市民文教委員会からの、議会の決議書、意見書の提出によりまして、技術的な面での変更はあっておりませんが、先ほど申しましたとおり、県の審議会におきまして、議長より、開発に際しては住民の不安に対する十分な対応を求めることが申し添えられましたことから、福岡県では、地元住民との協議を十分行うよう開発業者に指導するとともに、着手後は、現地指導を行って住民不安を払拭する努力を行っていくというふうに伺っております。

○勝田委員

さらにですね、周辺住民の方々には、坑道等の陥没についても心配されていたようなのですが、これは県の指導対象となるのでしょうか。

○農林振興課長

坑道の陥没に対しまして、坑道が存在すること自体につきましては、開発業者も承知をしているということもございますけども、どのように坑道が存在しているかということにつきましては、知りえないということで、これは採掘をしました当時の資料等が提供を求めても、提供していただけないというふうなことでありますので、施工後、施工をしながら適切に対応するというふうなことで、開発業者とは確認をしているということで、福岡県のほうから伺っております。

○勝田委員

恐らく、そういった点に関しては、先ほどの条件6項目の中の5点目、6点目、そういったところと関連もするので、そこは十分に配慮していただきたいと思っています。次に、今回の林地開発許可後の今後の開発の流れといいますか、そういった予定・計画、そのいったものはどのようになっていますか。

○農林振興課長

計画によりまして、事業期間は平成28年、本年の7月から平成29年1月となっておりますことから、その期間で開発がなされることとなりますけども、地元住民との協議を十分に行っていくとのごことでございますので、着手につきましては、本年7月から後にずれ込むということも、業者が考えておりますということ、福岡県のほうからは伺っております。

○勝田委員

飯塚市環境保全対策審議会について、開催はされたのでしょうか。また開催されたのであれば、どのような内容が審議されたのか、お尋ねします。

○環境整備課長

4月21日に飯塚市自然環境保全対策審議会を開催いたしております。その内容につきましては、一条工務店のメガソーラー開発事業に対しまして、3月31日付で県が林地開発に係る許可を決定したことを審議会委員の皆さまにご報告させていただいております。その際、委員より、まず許可を受け、工事はいつから開始されるのか、その工事の内容等について周辺住民への説明会等の機会は設けられるのか、工事中における土砂流出等の災害防止対策などは取られるのか等々の意見が出されております。また、今後につきましては、開発工事が始まっていく中で、事業者に対しまして、許可権者である県が、監視・指導を行っていくのは当然のことであるが、市も県と連携を図り、各対応を行っていくことで、周辺住民の生活環境の安全の確

保に努めてほしいというご要望がでております。

○勝田委員

それでは、本開発において、今後市はどのような対応を考えていますか。

○農林振興課長

今回、許可で示されました福岡県からの許可条件が遵守をされていくのかを注視をいたしまして、遵守をなされていない場合につきましては、速やかに福岡県に情報提供を行っていくことが必要であるというふうに考えております。農林振興課のほうでは、常に現地のほうで、そういった確認をしながら、条件等遵守されない場合については速やかに福岡県のほうに指導していただくというふうな事で考えております。

○環境整備課長

工事着工前の事業者による住民説明会についてでございますが、事業者である一条工務店は、許可がおりて、工事に着手する場合は、必ず工事概要やスケジュール等の詳細に関する事前説明会を周辺住民対象に実施するという事を再三にわたり、住民説明会で公言をされておりますことから、この工事着手前の住民説明会を実施していただくように、強く要請していきたいと考えております。

○勝田委員

ぜひ、現地確認をしっかりとされて、遵守されているかどうかの確認をして、県としっかりと連携をとっていただきたいと思います。また、住民の方々にも丁寧な住民説明会を実施していただきたいと思います。

最後になりますが、「大規模太陽光発電設備の立地に関する決議」において、「市長においては、国や県に対し、周辺の環境、景観への影響を考慮した適正な立地が行われるよう具体的な法整備について今まで以上に要望活動を行うこと。」を求めていましたが、今後こういった大規模太陽光発電設備の開発への対応についてはどのようにお考えなのかお尋ねします。

○環境整備課長

太陽光発電設備の設置に関する法整備の必要性につきましては、昨年も、福岡県市長会を通じまして、国へ強く要望しているところでございます。今後も引き続き、他の自治体とも連携を図りながら、国への働きかけを強く行ってまいりたいと考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○上野委員

今、ご説明あったように許可が下されたということですが、請願を提出された近隣住民の方々には、災害の発生を大いに危惧されております。周辺自治会も含めて、防災措置については、飯塚市においても、できる限りの理解とご協力をお願いしたいと思いますが、この点いかがでしょうか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10：14

再 開 10：14

委員会を再開いたします。

○市民環境部長

当然、住民の皆様は、大規模な工事ということで、不安な点が多々あるかと思えます。その点につきましては、環境整備課長も若干答弁しながら、農林振興課長も話しておりますが、県と連携しながら、しっかり注視していき何らかの事が起こり得るということの前には、しっかり対応していきたいというふうに考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「請願第4号 一条工務店の白旗山メガソーラー開発に関する請願」について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成者無し。よって、本件は不採択とすべきものと決定いたしました。

「学力向上施策について」を議題といたします。

「飯塚市の教育施策等について」執行部の説明を求めます。

○学校教育課長

学力向上施策につきまして、今、配付をさせていただいております。「飯塚市がめざす教育No. 6」に基づき説明をさせていただきます。

まず昨年度の学力向上の成果でございますが、小中学校ともに国語及び算数・数学のNRT、CRT、標準学力検査において、全国・県の平均を上回る結果でございました。しかし、この結果に甘んずることなく、これからの社会の変化を見据え、未来の飯塚市を担う人材を育成するために必要な教育に取り組んでまいります。その内容をまとめましたものがお手元に配付しております。「飯塚市がめざす教育No. 6」でございます。

それでは、表紙をご覧ください。表紙には世界地図を背景に、「21世紀型学力の育成」、「ICT活用能力の育成」といった、これから本市学校教育において重点的に取り組むべき教育内容をお示ししております。これらはいずれも国際化や情報化が加速的に進み、変化が激しい現代社会においても、たくましく生きることができるような力を養うために大切な教育内容でございます。今お話ししたことをより具体的にお示ししたものが、次のページになります「飯塚市の教育施策」でございます。

それでは、「飯塚市の教育施策」のページをご覧ください。ここには、本市教育施策の要点を構造的にまとめております。本市教育が目指す「未来の飯塚市を担うかしこく・やさしい・たくましい子どもの育成」に向け、義務教育9年間を通して21世紀型学力の3つの要素である基礎力を主に前期で、思考力を主に中期で、実践力を主に後期で育成し、未来の社会を生き抜くために必要なコミュニケーション、コラボレーション、イノベーションの3つの能力の育成を図ってまいります。これらの能力は学力、体力、豊かな人間性をバランスよく育成することが肝要であり、そのために必要な具体的な教育活動をお示ししております。例えば、学力においては、徹底反復学習や協調学習の推進などでございます。これらの教育活動につきましては、飯塚市内にはこれまでの調査研究を通してそれぞれにおいて先進校があり、これを互いにモデルとして全市的にその取り組みが進められております。また、このような取り組みの成果をより確かにするためには、人権教育や特別支援教育、小中一貫教育、生徒指導、学校危機管理の充実や推進が不可欠であり、これらの教育活動についても、重点的に取り組んでまいります。

それでは、次のページをご覧ください。このページでは、2つの内容についてお示ししております。まず1つ目は、「発達障害の可能性のある児童生徒に対する早期継続支援事業の成果」についてでございます。本市では、平成26年度から文部科学省の委託を受け、多層指導モデルMIMを中心に、発達障がいの可能性のある児童生徒に対する早期継続支援の教育活動を積み重ね、本ページの表にお示ししてありますような顕著な成果を上げることができました。現在の本市学力向上の成果の背景の1つとしてMIMの取り組みがあり、これを取り入れたこ

とにより、従来の指導法に比べより効果的に言語情報の習得や活用の力を高めたと考えております。M I Mにより言語活動の基礎を築き、その後に徹底反復学習により、知識を習得し、協同学習によって活用力を育てていくというのが本市学力向上の基本的な戦略であり、この取り組みを今後もさらに推し進めてまいります。

もう1つ目の内容について説明いたします。平成27年3月に実施しました「飯塚市学力・生活実態調査報告書」には、これからの本市教育施策にさまざまな示唆を与えてくれました。その1つに、携帯、スマホなどにかかわる実態がございます。本ページにもお示ししておりますとおり、携帯・スマホなどのメディア接触時間及び体力・健康の土台でもある睡眠時間には改善すべき課題が明らかになりました。今後、学校と家庭が連携した取り組みを軸にその改善に取り組んでまいります。

それでは、最後のページをご覧ください。いじめ防止対策の要点をお示ししております。

「いじめ防止対策推進法」及び「福岡県いじめ防止基本方針」により、市内各小中学校は自校の学校のいじめ防止基本方針を策定し、これに基づき、いじめの早期発見・早期対応、またその組織的対応や家庭・関係機関との連携、いじめを生まない教育活動の推進などに取り組んでおります。すべての児童生徒が明るく楽しい学校生活を過ごすことを目指し、これからも力を尽くしてまいります。

以上、簡単ではございますが、「飯塚市がめざす教育No. 6」の説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただ今の説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

○兼本委員

今の飯塚市の教育施策の説明を聞いておまして、まず一つが先ほどの国語のN R Tの学力検査結果で、読む力が特にその向上が見られたということですが、これはM I Mの指導によるということだと思いますけれども、M I Mはやはり先日の予算委員会等のときもお話あったんですけど、今、国からの支援があるといったところで行っていたんですけど、一番、この数字だけ見ると、M I Mというのは非常に大切な指導法ではないのかなと思っております。今後どのような形でやっていかれるのかご意見をお伺いしたいと思います。

○学校教育課長

今ご指摘ありましたとおり、このM I Mにつきましては、顕著な成果をあげております。今後もこの取り組みにつきましては、さらに継続していく必要があると考えております。現在も飯塚小学校を拠点に、その調査・研究を進めておりますので、その成果を、研修会等を通して、さらに他の学校へ広げるとともに、また、その実情に応じて必要な支援・取り組みがあれば、今後しっかりと検討し、進めてまいりたいと考えております。

○兼本委員

わかりました。先日の予算委員会でも、予算が少ないんじゃないかとかいった話があったおりましたが、これから継続していかれるということであれば、そういったところも含めて、ぜひ、よろしくお伺いしたいと思います。

次に、I C T教育についてお伺いしたいと思います。私は多分三十何年前に、ちょうど教育長が新任で入られたころに、私は生徒でいたころなんですけど。その頃I C Tといった言葉って全くありませんでしたし、私たちが受けた教育の中で必要なかどうかという事は多分皆さんそう思われているのではないのかなというふうに思っております。ただ、教育は20年先を見てやっていかなくちゃいけないと。私たちのところでとどまってしまうわけでもないのかなど。それから、いろんなこのI C Tの研究結果によると、学力の向上が、I C Tを活用することによって、学力の向上を担っているというような結果が出ているというようなふうにも言

われております。そこでICTについて、実際に今回新塚市内のモデル校で行われたと思いますが、本市において、ICT教育は、こういったところで取り組んでやってらっしゃったのかということをお伺いしたいと思います。

○学校教育課長

本市では昨年度より飯塚小学校、庄内中学校を研究指定・委嘱校に指定し、ICT機器を活用した教育活動の在り方について実証的に研究し、その成果を研修会、研究発表会を通して、現在各市内小中学校に広げているところでございます。具体的には、タブレット端末や電子黒板を使って、動画や画像を教材とした一斉学習や端末タブレットに記入された児童生徒一人一人の意見を電子黒板で交流し合う協調学習などのICT教育に取り組んでいるところでございます。その効果について、もう少し具体的に説明をさせていただきます。昨年度の飯塚小学校並びに庄内中学校の報告書をもとにご説明をいたします。飯塚小学校の児童に対するアンケート調査から90%以上の児童が、電子黒板やタブレットを使った授業は、楽しく、互いに意見を交流したり、学習を振り返ったりすることが容易になると回答しておりました。また、庄内中学校の全生徒がICTを活用した授業はわかりやすいと答え、97%の生徒が今後も同様の学習を継続してほしいと答えておりました。このような、児童生徒の、いわば反応の実態に加え、先ほども少し説明をさせていただきましたが、ICT教育は、IT化やグローバル化といったこれからの社会の変化に対応する人材を育成するために必要な教育であると同時に、本市が進めております徹底反復学習や協調学習を、より効果的に推進するアイテムとしても、このICTの導入というのは、非常に重要であると考えております。

○兼本委員

それでは、今度は教職員の方々には、こういったふうにこのICTを使って授業をされて、こういったふうに思われたのが、わかれば教えてください。

○学校教育課長

昨年度の報告書をもとに、ご質問に回答させていただきます。飯塚小学校では、授業中にICTを活用し、児童が興味関心を高めるために、効果的な資料作成ができますか。というアンケートを研究の始まる前と後、昨年度の4月と12月に実施しております。その8カ月間に、できるようになると答えた教職員の割合が42%から95%へと高まっており、教職員のICTを活用しようとする意欲や能力が高まったことが見てとれました。また、庄内中学校の教職員にも同様に調査をすると、電子黒板やタブレット端末を実際に活用することで、そのよさを実感し、今後もICT機器を積極的に授業に活用しようという意欲が高まったことが、報告書の中に述べられておりました。

○兼本委員

ということは、ちょっと今のお話聞いて、私なりに見解を言わせてもらおうと、子どもたちは、ICTを活用することによって授業がわかりやすくなったというような意見がありました。先生たちも4月の時点ではICTを活用した資料作成に対して、できるかできないかというところが、42%が12月には95%へとなったということですよ。発問というのですかね、先生が子どもたちに対して、今までは口だけで言っていたところを、いろんな視覚を通して、より子どもたちが、先生が問いたい部分というのが、どういうものなのかということが、わかりやすくなった。授業が理解できるようになったと。そういった形で、そのICTの活用ということは今、そういうふうな形になって子どもたちの学力に寄与しているというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○学校教育課長

そのように考えております。昨年度も飯塚小学校並びに庄内中学校の研究事業発表を見学させていただきましたが、そういった授業場面が多く見受けられ、この授業は、従来よりも、やはり子どもたちにとって分かり易く興味関心を持たせるなど、私自身感じたところもございま

す。

○兼本委員

教育委員会としてはこのタブレットや電子黒板というのをやはり、どんどん今後進めていかれるという事で考えさせていただいてよろしいのでしょうか。

○学校教育課長

今後このタブレットや電子黒板といったハード面の整備につきましては、無理、無駄がない配置を目指し、しっかりと検討してまいりたいと考えているところでございます。

○兼本委員

まだこれは、約6カ月ぐらいですか、調査ということではいただいております。今後、今年はまだあと2校、モデル校ができるということでした。このタブレットにしても、やはりその金額という、かなりの金額が掛かってきます。今、教科書のデジタル化というのも、4月22日でしたっけ、文部科学省のほうの有識者会議のほうで2020年にはやっていいよというような形で話がいっているということで、ICT教育に掛かるタブレットの端末が、20億円ぐらいらしいですね。これが210億円ぐらいまで伸びるんじゃないかというような形でいわれているみたいです。ただICT教育というのは、先ほどの、徹底反復学習であるとか協調学習を行っていく上での一つの手段なのかなと。それをよりよくやっていくためには、使っていく機具の一つでもあるのかなというふうにも思っております。ただ与えるだけでは、学力は向上しないと思うんですね。今学校の先生のほうでいろいろお話を聞きましたが、私たちは学校の先生じゃありませんので、教育長にお願いしたいのが、今後やはりタブレットにしても、電子黒板にしても、実際ほんとに使っていくんだよということになってくると、ある程度数字的な部分っていうのを示していただきたいということもありますし、教育の行い方も、このICT機器を活用する目的や特性をやっぴり先生たちにもよく知っていただいて、学習活動であったりとか、子どもたちの実態にあわせて、どうやって使っていくかというようなことを教育委員会のほうからも、いろいろと考えていただきながら、指導していただいて、飯塚市の学力向上にぜひICTを活用することによって、よりよきものができるような形というものをさせていただきたいのと、やはりただもうひとつやっぴりプログラミングであるとか、また今後ちょっと先になるかもしれませんが、このICTを活用することによって、いろんな子どもたちの幅が広がっていくのではないのかなというふうにも思っておりますので、そのあたり考えていただきながら、数字的なものであるとか、どういった変わったのかとか、今後これを、こういう形で使って、こうやっていけばもっといいんじゃないかとかいうことが出てくると思いますので、ぜひそういったところを一所懸命考えていただいて、子どもたちの学力向上に努めていただきたいと思っております。

先日ですね、政令指定都市から飯塚市に転勤して来たご家族さんがいらっしゃるのですが、はっきり言って飯塚を馬鹿にしたような形で来られたらしいんですね。それが、授業を受けて、この学習プログラムはすごいと言われていました。まさかこんなところでこういう事をしていっているとは思っていなかったということでも言われていました。先生たちにもやっぴりその考え方は、同じ方向を向いていただくような形でまとめていただければと思いますので、よろしくお願いたします。以上です。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○勝田委員

基本的なことをちょっとお尋ねします。今、飯塚市教育委員会で実施している学力検査の種類は、何種類実施していますか。

○学校教育課長

現在、小学校においては、NRT、CRT、それと全国学力状況調査並びに福岡県学力実態

調査でございます。中学校におきましては、標準学力検査及び全国学力状況調査、福岡県学力実態調査でございます。

○勝田委員

そこですとね、合併当初、平成18年当初は、この学力向上については小学校が3分の2ぐらい、中学校が恐らく半数以上が県平均だとか、全国平均に学力が届いてなかったという実態があるんですよね。それで恐らく合言葉が年1ポイントアップだとか、それを3年間続けたとか、それから、とにかく県平均、全国平均に届くようになってというのが目標、指標といいますか、そういうもとで実施してきたんですね。今、課長の答弁聞きますと、全国平均を上回っていますというような、学力向上の評価みたいなのがあったのですが、でも、今課長が言われた全国平均上回っていますというのは全国学力・学習状況調査をもとにしたものじゃないですよね。それはどうでしょう。

○学校教育課長

先ほどお示しました数値は、今ご指摘のとおり、本市の学力指数でありますNRT、CRT並びに中学校の標準学力検査の数値でございます。

○勝田委員

そこで、例えばNRT、CRT、去年私申したのですけども、それぞれ特徴があって、実施される時期とか決まっているじゃないですか。例えば、NRTの場合は、4月の早い段階ですると、要するに昨年度の1年間勉強したことについて、次、本年のどういう課題が出るかという課題発掘のためにするんですよね。CRTの場合は、1年間教えたものに、どこに間違いがあったかとか、もしくは教師の指導力、教科指導力が怠っているんじゃないかとか、そういったいろんな着眼点をもとにするわけですよね。ですから、本当に学力が向上したっていう基準をどこに置いているのか。つまり、僕はやっぱり全国学力・学習状況調査、こっちのほうが本当に全国に届いているとか、届いていないとか、指数を上回ったとかいうもとになるんじゃないかなと思うんですね。NRT一つとっても、これは全国で統一された日時にやっていないわけですよね。各市教委の指定する日にやっているわけですよね。だからそういったことを考えたら、もう少し学力が向上したっていう基準になるものをどこに置くかというのをしっかり持って臨んでいただきたいという気がしてなりません。これ意見ですけど。というのが、やはり学力が向上したっていうのであったら、例えば今の6年生が、2年生、3年生のときに比べてどれだけアップしたかとかいうのがこういったのを見れば、明らかに向上したとか、してないとか言えるんですよね。ただ全国平均を上回った、上回っていないだけの視点であれば、観点が若干違うような気がするので、やはり学力向上、どこを見て、どういうふうな評価をするかをもう少し検討していただければ本当の学力向上施策になるかと思っておりますので、ぜひよろしくお願いたいと思います。

○委員長

他に質疑はありませんか。

○上野委員

学力向上、ICTについては兼本委員とほとんど同じだったんですけども、もうちょっと掘り下げてお聞かせを願いたいのですけども、聞かせていただいた経過と申しますか、素晴らしい検証でございまして、モデル校が今年度、2校ふえて4校になる。早く市内全学校で実施すべきじゃないかと思うんですね。モデル校2校で小学校、中学校それぞれ1校ずつで、素晴らしい結果が出ているのですから、これ以上検証する必要もないと思うんですよ。全学校で、いつから始めていただけますか。

○教育長

ありがとうございます。モデル校を2校で、先ほど兼本委員もおっしゃいましたとおり約半年の実践でございました。本年度さらに2校、これまで特別支援学級のみで行っていた学校に

通常学級でもできるようにということで、その2校を加えまして4校ですが、これも9月以降の契約の関係で実施となります。効果があるというように想定もしていますし、昨年度の結果もそのとおりでした。今後、実施3カ年に計上するなど、具体的にいつまでに全校配置にするのか検討していきたいと思いますが、御承知のとおりタブレットも電子黒板も非常に高価なものでございますし、タブレットは現在本市が実施しているのが、大体耐用年数が5年のものでございますので、更新の時期等もありますので、計画的に配置を進めていこうと考えているところでございます。

○上野委員

3カ年という大原則があるので、そこにのせて5年の耐用年数でしたら、そこに1年ずつのせて、早めに前倒ししていただければ、5年で6校ずつぐらいの更新でいいのかなと思います。お金もかかるので大変だと思うのですが、教育委員会としてこのICT教育にけるお金というのは優先順位としては、学校整備は大体めどがついてきているので、最優先というふうに教育長お考えということで理解してよろしいですか。

○教育長

はい、学校の環境整備ももうあと一、二年で終わることができます。エアコンの設置も課題としてあります。学校現場と、実はエアコンとICTとどっちかということで、代表校長会の中でも何度となく協議をしまして、学校のほうはですね、ICTのほうを、ぜひ先にと、暑い部分は努力できるということですので、ICTの全校実施を優先的に進めていきたいと考えております。

○上野委員

エアコンね、もうお金がかかることなので、両方一緒にやればいいのですけどね、ICTのほうが優先、学力向上につながれば、それが一番いいわけですから、ただ健康の面も注意をしてやってほしいなというふうに思っています。何で聞くかという、教育委員会としてICT最優先ですよ。もう一度ご答弁いただけますか。

○教育長

2020年までに、国のほうもICT教育の推進と小中学校における英語活用能力の育成ということで打ち出しておりますので、その年限もありますので、それを見越した意味でも優先として進めていきたいと考えています。

○上野委員

ありがとうございます。以前の委員会で、私このICTの教育、特にタブレットの活用については、すばらしいので早く進めてほしいというふうにお願いをし、このタブレットを、ぜひ家庭教育にもつなげてほしいとお願いをしておりました。その際に光ファイバーの整備というのが必ず必要になってきます。以前ご質問をさしあげたときに、他の部署とも相談しながら検討していただけるというふうにご答弁いただいたと記憶しておりますが、その後どのようになっていますか。

○教育部長

今ご指摘のように光回線を初めとしたインターネット環境をどういうふうに構築し、市内全域の学校に、このICTにつきまちは当然必要なツールでございますので、普及するかということについては、さまざまな観点から検討いたしておりますし、今お話にございましたように、情報推進部局のほうとも何度か協議をしております。ただし、この整備を本格的にやりますためには相当のインフラ整備の費用もかかりますし、そのまた受け皿をどうするかというような問題もございます。その中で、特に今問題になっておりますのが、颯田地区であり、また筑穂地区でございます。この点につきましては、颯田地区につきましては、これは学校に限定ということにはなりますが、一定の今めども立っておりますし、また筑穂の部分につきましても、いわゆる回線の整備ということにはなりませんけれども、学校規模からして、一応の授業展開

が可能な範囲ではないかというふうに判断をいたしております。そのような今は現状でございますが、これから先にかけても、さらにそういうふうな環境整備については、チャンスを捉えながら進めていきたいというふうな状況でございます。

○上野委員

はい、ありがとうございます。学校現場に行くのは、最低限ですね、ICT教育をやるのに、情報部局ともお話し合いを持たれているというふうに話がありましたが、大体予算的にいくらぐらいかかるのですか。

○教育部長

インフラ整備の総額というのは、私ども、ちょっと申し訳ございません、全額は把握しておりませんので、ご了承いただきたいと思います。なお、今先ほど申し上げました学校サイドへの整備につきましては、金額的に申し上げますと、概算でございますが、颯田だけを例にとりますと、30万円程度の費用をかければ光回線の使用は可能だというふうに聞いております。

○上野委員

3カ年計画に乗せたいと、僕はもう5年で、5年もあれば、全学校に配備していただけるんじゃないかなと思いますので、ぜひ光ファイバーの埋設も、今年考えて来年実施というわけにはいかないの、ぜひ連携して、お話し合いを進めていっていただきたいなというふうに思います。

学力の向上について、また質問させていただきたいと思うのですが、この飯塚市の教育施策、全学校で取り組んでいらっしゃるということでしたが、この学力の向上と豊かな人間性の育成と体力の向上、これ双方の矢印があるのですけれども、運動をすることと学力の向上ということには相関関係っていうのが認められているのでしょうか。

○学校教育課長

ご指摘のとおり学力向上と体力向上の間には密接な関係があるということは、多々提示をされているところです。例えば、本市学力向上アドバイザーである影山先生も、その著書の中で学力向上において体力向上に取り組むことが、この学力向上をより効果的に進めるとも述べられておりますので、そういった関係というのは明らかであると考えられると思います。

○上野委員

となると体育の授業も学力の向上には大変密接な関係があるということですね。体育をやるときに、体育館はもう整備されてあるし、雨に関係なくやれるのですけれども、グラウンドですね、天候に左右される場所において、小中一貫校や防災の観点からオンサイト整備などで随分投資をしていただいて、恵まれた環境の学校もありますが、授業に支障を来すような現状が把握されてあれば教えていただけますか。

○教育総務課長

このただいまのご質問につきましては、学校等からそういう連絡を受けておりましたので情報としては把握しております。それでそういう話が最近にもございまして、例えば、雨あがりによって水が溜まってどうしても水の引き方が悪いという話がありました。それでこの件につきましては、平成27年度についても暗渠排水を入れて、本管、支管入れて整備をしたところでもございましたけれども、ちょっとまだ水の引きが、私も見に行きましたけど、悪うございまして、業者のほうともちょっとまた話をしたわけでございますけれども、その場所につきましては、土が相当使用されておりますので、固まった状態でなかなか土自体、水が引きにくいという状況でございましたので、現在は一応溜まりができてるところを主に、土の入れ替えをしたところでございます。今後も学校からいろんなそういう相談があれば、その都度対応をしていきたいと思っております。

○上野委員

課長も見に行かれたということで、私も見たんです。明らかにひどいですね。他の学校に比

べると。本年度予算組まれてないみたいですが、抜本的に早く解決をしてあげないといけないんじゃないかと、手間とお金もかかるのではないかなと思います。どのようなお考えですか。

○教育総務課長

現在、その辺の考えもあるかと思いますが、状況を、今手を入れてしているところがございます。また、それでもまだ状況が変わらないときにおきましては、全体を、土を柔らかくするための耕起というのですか、掘り起こしたり何だり、そういったところも、今考えているところがございますので、状況を見ながら対応してきたいと思っております。

○上野委員

学校の施設を扱えるのは夏休みに限られてくるので、ぜひ早い対応をしてあげてください。お願いします。運動に関しては、今度来られている課長補佐も、世界に通用するような競技を指導されておられるので、実感されておられると思いますので、ぜひ教育委員会の学校教育課のほうも、力を入れていただいて、同じような施設で運動できるような整備を早急にさせていただきたいというふうに思います。これは飯塚市が目指す子どもの育成にもつながってきていることですのでお願いします。

あれやこれやで、お金が本当にかかることなのですけども、ICTについても飯塚市教育委員会として一番はじめにやりたいんだということです。教育長が言っていただきましたが、文科省が指導といいますか、指示といいますか、しているエアコンの整備も、国が言っていることですので、その次に大事じゃないかなと思いますが、それより先にやらなくちゃいけないことがまだあるのですよね。今年度施工されて、一般質問でも何人もされましたが、障害者差別解消法にのっとった施設の整備、これ自治体に関しては義務ですから、絶対にやらなくちゃいけないのですよね。他にお金を使っているような余裕はないのですよね。要らないものは買わないようにしてくださいよ。

次に、学力を向上させるということで、体育も含めると、教科は9から10になると思うのですが、このすべてが、すべての教科においてすべての子どもたちが素晴らしい成績を残せば、それが一番いいのしょうけれども、個性、特性というのがあると思うんです。例えば国語は得意じゃないけれども、算数、数学はものすごく得意なのだというような、この子どもの学力に対する特性が認識できるのは大体何年生ぐらいからなるのでしょうか。

○学校教育課長

大変難しい質問だと思います。個人差がございますので、一概にどの学年ということは、規定することは難しかりょうと思いますが、あえて申せば、私の経験則もございますが、いわゆる小中一貫教育でいけば、中期あたりぐらいからそれぞれが個性を發揮し出すという考え方が一般的な捉えであると思います。

○上野委員

個性、特性ですから、個人ものすごく差があると思うのですが、早くその特性に気付いてあげて、そこはもう飛躍的に伸ばして頂けるような、プログラミングとまではいかないでしょうけど、そういったようなソフトの面も充実させていただければ、高校進学の際に、役に立つのではないかなというふうに思っておりますので、あれやこれやで先生方も大変でしょうけれども、ぜひ目配り、気配りをお願いしておきたいと思っております。

○委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

本件については、引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。暫時休憩します。

休 憩 11 : 00

再 開 11:10

委員会を再開いたします。「まちづくりの推進について」を議題といたします。

「地区公民館のコミュニティセンター（仮称）化に向けた検討課題（運営形態）」について執行部の説明を求めます。

○まちづくり推進課長

まちづくりの推進について、地区公民館のコミュニティセンター化に向け、1月14日の市民文教委員会でその概要をご説明させていただいております。その中でコミュニティセンターの運営形態といたしまして、「市直営」「事務委託」「指定管理」の3つの形態があると、ご説明をさせていただきました。その際これらの3つの運営形態がどのように違うのかという点についてご質問をいただいておりますので、今回その比較表を作成し、お手元に配付をさせていただきます。

A4横長の2枚の資料をお願いいたします。なお、1月の市民文教委員会同様、中央公民館にあるコミュニティセンターと混同するため、「コミュニティセンター（仮称）」と記載しておりますが、説明の便宜上「コミュニティセンター」と呼称して説明をさせていただきます。

表1の「コミュニティセンターの運営形態 比較一覧」をご覧ください。左の上になります。この表につきましては、1月14日にご説明した内容を確認のために、再度掲載しているものでございますので、説明は省略をさせていただきます。

続きまして、表2「市直営」「事務委託」「指定管理」の比較をご覧ください。こちらに3つの運営形態についての比較をまとめております。表の左側から「市直営」「事務委託」「指定管理」の順となっておりますが、まずは1番左側の「市直営」の箇所をご覧ください。これは、コミュニティセンター化した後も市の直営で運営するというパターンになります。この場合では、施設の位置づけは変わるものの、市の直営でありますので、基本的には現在の地区公民館の運営と、さほど大きな違いはないと考えております。ただし、コミュニティセンターに変わっておりますので、表1の「施設の性質」にもありますとおり、従来の「社会教育」に加え、「まちづくり」「地域福祉」を行う複合施設となりますので、さまざまな事業、活動を行うことが可能になると考えております。これは「事務委託」や「指定管理」の場合も同様であり、メリットのひとつであると考えております。また、「市直営」のデメリットといたしましては、基本的には施設の使用許可を市が行うため、収益事業を実施したい場合でも、それができにくいケースも想定されます。

続きまして、表2の「事務委託」をご覧ください。これは、コミュニティセンターの運営の一部を事務委託するパターンになります。「事務委託」につきましては、受託主体には特に制限はなく、いわゆる「行政との契約」によって事務または業務を行っていただくという形になります。施設の管理権限は市が有しており、使用許可につきましても、受託者の裁量では行えません。また、管理の基準や業務の範囲、管理を行う期間等は契約にて定めることになり、あわせて施設を利用する条件も市が定め、利用料金につきましても市の収入となります。この場合のメリットは、先ほど申し上げましたとおり、さまざまな事業や活動ができることとございます。デメリットといたしましては、限定された事務を委託するため、指定管理者ほどの裁量権はないといった点が掲げられます。

続きまして、右側の「指定管理」の部分をご覧ください。これはコミュニティセンターの運営について、指定管理者制度を活用するパターンになります。受託主体につきましては、法人、その他の団体であれば指定管理者となることが可能です。「管理代行」として、施設の管理権限を指定管理者に委託するという形になります。施設の管理権限は、指定管理者が有しておりますが、管理の基準や業務の範囲は、別途市が条例で定めることが必要になります。また、施設の使用許可も指定管理者が行うことが可能となります。指定管理者の決定及び指定管理の期間につきましては議会の議決が必要となります。また、指定管理期間はおおむね3年から5年

程度になるかと考えております。施設の利用条件は、市が条例で定めることとなります。利用料金につきましては、条例で定める範囲内で指定管理者の収入とするように設定することが可能となります。この場合のメリットは、先ほど申し上げましたとおり、さまざまな事業や活動ができることに加えて、収益事業を指定管理者の判断で実施することが可能になること、利用料金制度を取り入れた場合、その収入を指定管理者の収入にすることができることが掲げられます。また、デメリットとまでは申し上げられませんが、指定管理料や利用料金の取り扱い、職員体制の適切な確保や運営等が発生するため、税務、財務、労務に関する専門的な知識を有する人材の確保が必要となってくることから、受託する団体等も一定の水準を持った団体等になっていこうかと考えております。また、当然のことながら、適切な運営を行っているか、という監査を受ける必要が生じ、不適切な場合は、指定管理の取り消しなどの事態が起こりうる可能性がございます。以上が1枚目の説明でございます。

続きまして、2枚目「公民館の市民センターの管理体制等について」をご覧ください。これは岩手県一関市の資料を、参考として配付させていただいております。一関市におきましても、公民館を市民センターに変えておりますが、その際に、施設管理や、職員体制、所掌事務等についてまとめられています。こちらは参考資料として内容をご確認いただければと思っております。

以上が、資料の説明になりますが、現在本市におきましてもコミュニティセンター化に向けた検討を進めており、各まちづくり協議会の代表者の方々と意見交換を、昨年度より開催させており、その中でコミュニティセンター化については一定のご理解をいただいております。今後は具体的な内容を関係各課と詰めていくことにしておりますので、方向性の素案ができあがり次第、改めて市民文教委員会等でご報告をしていきたいと考えております。以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、ただ今の説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

○兼本委員

地域の公民館がコミュニティセンター化になった場合に、古い建物もありますよね。そういった形になったときの、その維持管理費とか、修繕費とかってというのは、こういった形になりますか。

○まちづくり推進課長

具体的に、指定管理になった場合のご質問だと思いますが、軽微な修繕等については、契約の中で指定管理料に含まれると思いますが、大規模な改修等の場合については、別途検討していかねばならないじゃないかと考えております。

○兼本委員

というと、指定管理者が責任の中でやっていくということではないということですね。市のほうが、その分は出してくれるのですか。

○まちづくり推進課長

全て市のほうがということでは、内容によりけりだと思っております。どの範囲までが指定管理の中を含めるかというのは、協議が必要かと思っております。

○委員長

他に質疑はありませんか。

○上野委員

コミュニティセンター化を進めていただけるということですが、以前にもお聞きしたのですが、12地区ありますが、12地区全ての地域で一斉に始められるのではないというふうに

答弁いただいていたのですが、その考えは変わられてないのでしょうか。

○まちづくり推進課長

変わってはおりません。

○上野委員

一番初めに始めていきたいといわれるような箇所は、もう次年度から始められるような形で動かれているんですか。

○まちづくり推進課長

まだ現段階では、次年度からというところまではいっておりません。未だ各まち協との協議をさせていただいている段階でございます。また、コミュセン化するためには、現在の公民館条例を廃止して、新たにコミュニティセンター条例等を整備する必要もございますので、もうしばらくお時間をいただくことになろうかと思っております。

○上野委員

できるだけ早くというふうに認識しておいてよろしいですね。

○まちづくり推進課長

できるだけ早くそういうふうになるように、関係各課との協議を進めてまいりたいと思っております。

○上野委員

よろしく願います。先進地においてですね、コミュセン化した場合の指定管理料はどの程度になられるのか教えてください。

○まちづくり推進課長

先進地の指定管理料につきましては、コミュニティセンターの規模や人員体制、また自治体ごとでそれぞれ考えの違いもございますことから、一概には申し上げられませんが、福岡県内の自治体で、全国的にもコミュニティ施策の先進地であります宗像市を例に取らせていただきますと、おおむね1協議会あたり700万円から1千万円程度を指定管理料とされております。なお、指定管理料につきましては、人件費、コミュニティセンターにかかる各種光熱費、電気料金等、各種使用料によって構成されるというふうに想定をさせていただいております。

○上野委員

実現するには、地元の理解と条例等の改変も必要になって大変だと思いますけれども、できる限り早く実現していただけるようお願いをしておきます。

○委員長

他に質疑はありませんか。

○兼本委員

すみません。このコミュニティセンター化をするというお話は、今、まちづくり協議会とか地域の住民の方に話はもうされてあるわけですね。もし話しをされているのであれば、どういった地域の方々の意見が出ているのか教えてください。

○まちづくり推進課長

一応各まちづくり協議会の代表者の方とお話をさせていただきまして、その代表者の方から、各まちづくり協議会のほうにおろしていただくようにはお願いをさせていただいております。

○兼本委員

そうすると、代表者の方はある程度賛成の方が多いということですか。

○まちづくり推進課長

特に反対という声は聞いておりません。

○兼本委員

今、上野委員からも話ありましたが、その代表者がおろしたときに、やはりそんなことは難しいんじゃないかとかいった意見もよく聞きます。やっぱり、そのあたりのメリット、デメ

リットというものをもうちょっと地域の方々に説明してあげていかないと、ちょっと早急にできるかどうかというのは難しいのではないかというふうに感じていますので、そのあたりちょっと今後対策として考えていただければと思います。

○委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

本件については、引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から、8件について、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「飯塚市教育施策の大綱について」、報告を求めます。

○総合政策課長

飯塚市の教育施策の大綱につきましては、昨年の当委員会におきましてもご報告ございました、教育委員会の制度改革に関しまして、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3の規定によりまして、市長が設置いたしております、市長、教育長、それから4名の教育委員で構成されております飯塚市総合教育会議において協議をしましてまいりました。この飯塚市教育施策の大綱、本年3月に策定をいたしましたので、今回ご報告をさせていただくものでございます。お手元に資料といたしまして「飯塚市教育施策の大綱」、A4縦のホッチキスどめがあるかと思っておりますので、ご参照のほどよろしくお願いたします。

まず、1ページでございます。表紙をめくっていただきますと、目次1ページでございますが、こちらのほうに大綱の趣旨の記載をしております。先ほど申し上げましたように、法律が平成26年6月に改正されまして、27年の4月より施行となっております。これにつきましては、国が定めます「教育振興基本計画」、これを参酌した上で、地方公共団体の長において地域の実情に応じ、教育、学術及び文化振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされておまして、現在の少子高齢化、人口減少社会において生じている、多くの課題克服に向けてました本市の教育の目標、重点的に取り組む施策及びその進むべき方向性についてを示しているものでございます。

次に、2ページのほうをお開きください。2ページのほうにおきまして、この「大綱の位置づけ」及び「大綱の対象期間」について記載をさせていただいております。この大綱は、先ほど申し上げましたように、教育行政の基本方針となるものでございまして、現在でございます、第1次の飯塚市総合計画。これを基本といたしまして、先ほど申し上げました国の定めております「第2期教育振興基本計画」これを参酌し定めたものでございまして、今回の対象期間といたしましては、現在、本市では平成29年度を初年度といたします、第2次の総合計画を策定中でありますこと。また、国の「第2期教育振興基本計画」が平成29年度までとなっている、このようなことを勘案いたしまして、今回の大綱の期間といたしましては、平成29年度までの2年間といたしておるところでございます。対象の期間につきましては、2ページの下の方に表としてお示しをしているものでございます。

次に、右の3ページのほうをご覧ください。こちらのほうに、教育の基本目標として、4つの項目を掲げておまして、まず、未来を担う子どもたちを初めとする、全ての市民の心と体を育み、人権を重んじ、心豊かな「人」を育てるために極めて重要である、この「教育」といったものの目指すべき目標といたしまして、第1に「かしこく やさしく たくましい 子どもの育成」、第2に「いつでも どこでも だれでも 学べる環境づくり」、第3に「個性豊かな 新しい文化の創造」、そして最後に、4番目といたしまして「次代の飯塚市を担う ひ

とづくり」。この4項目を掲げているところがございます。

次に、4ページをお開きください。この4ページから最後の7ページにかけては、ただいま申し上げました、この4つの基本目標の達成に向けまして、取り組むべき基本施策を3つの点に分類いたしまして、整理をいたしております。第1点目、4ページでございますが、5-1といたしまして、「主に子どもに対する取組」についてでございます。幼児教育を含めました学校教育や、青少年の健全育成の取組みといたしまして、5番で記載いたしております、例えば一番上の5-1-1として、「小中一貫教育の推進」「確かな学力」「豊かな心の育成」などを掲げておりまして、5ページのほうをご覧くださいますと、「特別なニーズに対応した教育の推進」「子育て支援の推進」「学びのセーフティネットの構築」や、「基本的施策を支える環境整備」、このような11の項目について、基本施策として掲げるとともに、21の番号に丸をつけて、それぞれ記載をいたしておりますが、これら21の、主な施策の方向性を掲げておるところでございます。昨年、策定されました「飯塚市子ども・子育て支援事業計画」、昨年10月に策定いたしました地方創生に関する「総合戦略」。これらなどとの関連性も勘案いたしまして、大綱としてこの項目を定めているところがございます。

次に、2点目でございますけれども、ページをめくっていただきますと、6ページでございます。5-2といたしまして、「生涯の各段階、各分野を通じて推進する取組」といたしまして、同様に、「現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進」と3項目において記載をいたしまして、数字の丸で、①、②で囲んでおります、12の主な施策の方向性を整理しているところがございます。

最後に、3点目といたしまして、7ページ、右のほうでございますが、「未来への飛躍を実現する人材育成の取組」といたしまして、現在取り組んでおりますサニーバール市との交流事業を初めとした、「国際交流事業の推進」、そして国際交流通じたひとづくり、就学支援等によります「高等教育の支援」を記載しているところがございます。個々の項目の内容につきましては、大綱ということでもございます、内容については省略させていただきますが、今後とも、社会経済情勢や教育環境の変化に適切に対応するため、この大綱の趣旨に基づきまして、市長部局といたしましても、教育委員会との連携・協議・調整を行いまして、教育施策に取り組んでまいりたいと考えているところがございます。

以上、簡単ではございますが、報告とさせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚文化会館駐車場料金設定変更の試験的運用について」、報告を求めます。

○文化課長

飯塚文化会館駐車場料金設定変更の試験的運用について、ご報告いたします。資料、「飯塚立体駐車場・飯塚文化会館駐車場をご利用のみなさまへ」をお願いします。

現在、飯塚文化会館駐車場の料金につきましては、飯塚市営駐車場条例に基づき駐車場料金を設定しておりますが、市民より短時間の料金設定についても設定してほしい旨の要望がございましたので、試験的に短時間の料金設定を実施し、利用状況及び施設の管理運営等を調査し、料金設定の変更についての検討を行うものがございます。

この試験的運用は、隣接する飯塚立体駐車場も同様に実施し、これまでの4時間以内300円に加え、1時間以内200円を新たに設定いたします。今回の運用を通しまして、試験期間中の料金設定の指定管理者への業務への影響や利用状況を踏まえ、指定管理者等と協議を行い、今後の料金設定の取り扱いについての判断を行いたいというふうに考えております。

以上簡単でございますが、説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「平成27年度工事請負変更契約について」、報告を求めます。

○学校施設整備推進室主幹

平成27年度工事請負変更契約について、お手元に配付いたしております資料によりご報告いたします。A4横の1枚ものになります。今回報告いたします工事は、「(仮称)飯塚市立幸袋小中学校建設(給排水衛生設備・その2)工事」と「飯塚市立鎮西中学校区小中一貫校造成(2工区)工事」の2件でございます。

はじめに「(仮称)飯塚市立幸袋小中学校建設(給排水衛生設備・その2)工事」についてご説明します。「(仮称)飯塚市立幸袋小中学校建設(給排水衛生設備・その2)工事」は、原契約工期平成27年2月21日から平成28年3月31日までを、変更契約工期平成27年2月21日から平成28年6月30日までとし、工期延長に伴い現場事務所損料、労務管理費などの諸経費が増となり、原契約金額8132万4千円に64万8千円を増額し契約金額8197万2千円としたものです。率に直しますと約0.8%の増額となっております。

次に、「飯塚市立鎮西中学校区小中一貫校造成(2工区)工事」についてご説明します。「飯塚市立鎮西中学校区小中一貫校造成(2工区)工事」は、造成に伴う真砂土等の数量の増減、また労務単価の改定により、原契約金額1億1862万1800円に8万2080円を増額し、契約金額1億1870万3880円としたものです。率に直しますと、約0.07%の増額となっております。工期については変更ございません。

以上、簡単ですが、平成27年度工事請負変更契約についての報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「平成28年度中学生海外研修事業について」、報告を求めます。

○生涯学習課長

平成28年度中学生海外研修事業につきまして、ご報告いたします。

この研修は、友好都市を結んでいる、アメリカ合衆国カリフォルニア州のサニーバール市近郊で、ホームステイの実施を主体とした研修でございます。研修の委託事業者につきましては、公募による業者を選定いたしまして、「株式会社JTB九州」にお願いするようしております。

研修生の申し込み、及び選考結果につきまして、ご説明いたしますと、定員20名に対し、申し込みをされた中学生は、28名でございました。研修生の選考につきましては、4月29日に、イイツカコミュニティセンターにて選考試験を実施いたしております。選考試験の内容につきましては、作文試験、英語筆記試験、それから3人1組の形式での面接試験及び英語での面接試験となっております。選考試験の結果、総合的な上位20名を、今年度の研修生と決定いたしましたところでございます。

研修の日程でございますが、資料を提示しておりますけれども、5回の事前研修、及び2回の渡航説明会を経て、8月19日から27日までの9日間で現地研修を行い、帰国後は2回の事後研修、及び帰国報告会を予定しているところでございます。

以上、簡単でございますが、ご報告といたします。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○上野委員

さっきの教育施策の大綱のところでお聞きすればよかったのかもしれませんが、大綱にも、学校教育プランにも、今回の研修先であるサニーベール市が載っているんですが、今当市とサニーベール市は友好都市だと思います。今後は、どのような関係になっていくのか、昨日の総務委員会でもご報告あったかもしれませんが、教えていただけますか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:38

再 開 11:40

委員会を再開いたします。

○教育部長

本日は申し訳ございませんが、所管課のほうがいっておりませんので、私の知り得る範囲でお答えをさせていただきたいと思いますが、御承知かと思いますが、今年末をもちまして現在の友好都市の協定期間が終了をいたします。それに伴いましてでございますが、実はサニーベール市のほうにおきましても、いわゆる、この協定を締結したときと市長が2代交代をしております、現市長につきましては、今年の初めのほうからの就任というふうに認識しておりますが、さっそく市長のほうから親書を送りまして、この友好関係が更に続くように望んでいるというような内容の文書を送ったところでございます。それを受けて、先方の市長のほうも前向きに今後の継続についても検討をされているということでございますが、先方のほうも議会の承認等が必要だということで、今、仄聞する内容では、さらに継続するようということで、先方のほうもいろいろと動きをされているように聞いております。

○委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市ふるさと応援寄附事業（ふるさと納税）について」、報告を求めます。

○まちづくり推進課長

飯塚市ふるさと応援寄附事業（ふるさと納税）についてご報告いたします。

本市におきましては、平成20年度からふるさと応援寄附事業を実施しており、本年度で9年目に入ります。現在、電話、FAX、メール、窓口、さらには、去年の12月10日よりインターネットの専用サイトで寄附の申込受付を実施しております。去年4月1日からは、お礼の品を11品目から55品目に充実をさせ、寄附者の利便性向上のためクレジット決済も導入いたしております。

寄附の状況でございますが、平成27年度の寄附申込件数は1641件、寄附金額は2794万9100円でございます。クレジット決済導入後の平成28年4月末現在の寄附の申込件数は324件、申込金額441万円で、昨年度同月の約4.4倍になっております。

今後も、地域素材のPRと地域経済活性化、まちづくり推進のため、ふるさと応援寄附事業の推進をはかってまいりたいと考えております。

以上簡単でございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市スズメバチ駆除費補助金交付要綱の制定について」、報告を求めます。

○環境整備課長

飯塚市スズメバチ駆除費補助金交付要綱の制定についてご報告いたします。お手元の資料の交付要綱をお願いします。

スズメバチの危険性や状況等を勘案いたしまして、その対応について他自治体等の状況も参考にした中で、スズメバチ駆除費に対する補助金の検討を重ねてまいりました。その結果、危険性が高いスズメバチについては、できるだけ数多くの駆除を行うことで危害を防止し、市民生活の安全、また、よりよい環境づくりに寄与することを目的に、今回「飯塚市スズメバチ駆除費補助金交付要綱」を制定するものでございます。

当要綱における主な要件といたしまして、第3条でございますが、「補助対象となる巢」といたしまして、市内にある現にスズメバチが活動しているものといたしております、(1)で「居住の用に供する建物又は敷地内にあるもの」、(2)で「おおむね10メートル以内に複数の者が日常的に立ち入る場所があり、不特定の者にスズメバチの危害が及ぶと判断されるもの」としております。この「おおむね10メートル以内」という規定につきましてですが、スズメバチは巣から10メートル以内が巣を守るために攻撃的な行動をとるといふうにされています。一定の基準として、この10メートル以内というものを定めるものでございますが、これを超える距離にあるために補助対象にならないというようにするものではございません。スズメバチの危害を防ぐために柔軟な対応をしていく考えでございます。

次に、第4条「補助対象者」といたしましては、先ほど申しました場所において、対象となる巣を駆除業者に依頼し駆除した者で、(1)で「巣がある建物若しくは土地を所有し、管理し、又は使用している個人」、(2)で「自治会等」としております。

補助金の額につきましては、第5条に規定しておりますが、上限額を5千円と定めまして、駆除費用の2分の1を補助することとしております。

なお、当要綱の施行に伴います市民への周知といたしましては、5月1日号の市報、また、ホームページに掲載により行っているところでございます。

以上、簡単でございますが「飯塚市スズメバチ駆除費補助金交付要綱の制定について」のご報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「損害賠償請求事件について」、報告を求めます。

○環境対策課長

「損害賠償請求事件について」、ご報告を申し上げます。

平成26年10月24日付で福岡地方裁判所 飯塚支部より損害賠償請求事件の訴状が送達され、平成26年10月27日付で受付をしておりました。このたび、平成28年4月22日付けで福岡地方裁判所 飯塚支部より判決通知がありましたので、ご報告を申し上げます。

原告は、飯塚市下三緒820番地「総合開発企業組合」であります。被告は「飯塚市」となっております。判決内容は、1、原告の請求は棄却する。2、訴訟費用は原告の負担とすとなっております。

事件概要といたしましては、「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」、いわゆる「合特法」に基づき、平成7年1月にし尿業者の組合である「嘉飯山地区環境整備事業協同組合」と基本協定を締結、その後、平成16年2月に原告を含む旧飯塚市のし尿業者4社で設立する、「飯塚環整事業協同組合」へ代替業務等を委託することなどを定めた覚書を締結。平成19年1月から覚書に定める代替業務の一部として、終末処理場運転管理業務を当該組合に委託し、支援を開始しております。その後、業者間のトラブルにより原告が飯塚環整事業協同組合を平成20年3月に脱退し、飯塚市に対して代替業務等として飯塚

環整事業協同組合に委託した総額の4分の1を損害額として求めた訴訟事件でありました。

裁判所の判断は、原告の請求は理由がないという判断でございます。なお、この判決に対して、控訴期限の平成28年5月11日までに提起がございませんでしたので、5月12日に判決が確定しております。以上、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「公用車による交通事故発生の報告について」、報告を求めます。

○環境対策課長

公用車による交通事故発生についてご報告を申し上げます。お手元の資料をお願いいたします。

このたび環境対策課職員が起こしました事故において、市に損害を与えましたことについて深くお詫び申し上げます。本件事故は、去る4月28日、木曜日、午前10時40分ごろ、環境対策課クリーンセンター職員が、飯塚市立岩地内エイルヴィラ立岩に粗大ごみの収集業務のため塵芥車（パッカー車）を建物奥の階段部分に移動させるため、マンション下の駐車場を通り抜けようとした際に、駐車場の入り口付近の天井が低かったため、同乗者を車両から下車させ、誘導にて車をゆっくり前進させておりましたところ出口付近が傾斜の影響で、天井が低いことに気づかず、車両後部、屋根部分を接触し、駐車場の天井部分を損傷させたものでございます。

なお、公用車への車両損傷と人身傷害はございません。この事故は、職員が車両を移動させる際上部の安全確認を十分に行わなかったことが原因でございます。

職員の交通事故防止については、日々朝礼等において安全運転に努めるよう指導しておりますが、今後とも引き続き当該職員はもとより、他の職員にも機会あるごとに、交通事故防止の指導徹底を行ってまいります。以上、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますので、ご了承願います。

以上をもちまして、市民文教委員会を閉会いたします。